

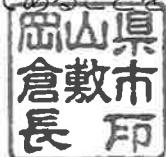
許可番号 第10060003878号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県倉敷市玉島勇崎1100番地の3  
名 称 伊藤化学株式会社  
代表取締役 中川 洋子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東香織



許可の年月日 令和5年 7月 4日

許可の有効年月日 令和10年 6月14日

### 1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 有
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類  
「裏面に記載」

### 2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

- (1) 設置場所及び面積  
場 所 : 岡山県倉敷市玉島勇崎字二丁目1016番1、1016番10  
面 積 : ア 3.3m<sup>2</sup> イ 2.94m<sup>2</sup> ウ 2.04m<sup>2</sup>
- (2) 保管する特別管理産業廃棄物の種類  
「裏面に記載」
- (3) 保管上限及び高さ  
保管上限 : ア 1.2t イ 0.35t ウ 0.25t  
高 さ : なし (建屋内保管)

### 3. 許可の条件

#### 積替保管施設の設置場所及び面積

場 所 : 岡山県倉敷市玉島勇崎字二丁目1016番1、1016番10  
面 積 : ア 3.3m<sup>2</sup> イ 2.94m<sup>2</sup> ウ 2.04m<sup>2</sup>

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年 6月15日 新規許可

平成9年 7月 2日 変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加及び積替え保管場所の追加)

平成15年 6月 5日 変更届に伴う許可証の書換え (積替え保管場所の一部廃止)

平成29年12月11日 変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加及び積替え保管場所の追加)

令和5年 7月 4日 更新許可 (許可の有効年月日: 令和10年6月14日)

### 5. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類・保管する特別管理産業廃棄物の種類

廃油

揮発油類、灯油類又は軽油類に限る。

廃酸

水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。

廃アルカリ

水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。

感染性産業廃棄物

特定有害産業廃棄物

廃水銀等

汚泥

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。

廃油

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。

廃酸

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。

廃アルカリ

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。